

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝についての要請

私たち仏教徒は、釈尊の御教え「いのちの尊重・慈悲の精神」に反し、かつて戦争にかかわったことへの反省の上に立ち、争いのない世界を目指して様々な活動を行なっております。

全日本仏教会に加盟する全国七万余カ寺の寺院でも、太平洋戦争において国に殉じた全ての戦没者と犠牲者の方々に対し、丁重に追悼供養を行なっております。

しかし、私たちは、首相及び閣僚が靖国神社を訪れ、靖国神社を参拝されることについては、一九八一年以来、一貫して反対の意志を表明いたしてまいりました。

予てより指摘いたしておりますが、靖国神社はかつて、国家神道の最重要拠点としての役割を果たした宗教施設であります。また、戦没者の方々が信仰する宗教に関わらず、特定の基準をもって合祀の対象とした経緯を踏まえると、明らかに憲法の定める「信教の自由」を犯すものであります。戦没者の追悼は、各ご遺族がそれぞれ真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものであることは当然のことであります。

また、首相及び閣僚とは、その職に就く限り、いかなる時も「公人」であります。拠って、本会は「政教分離」の精神に則り、首相及び閣僚は、靖国神社への参拝を控えるよう要請いたします。

今日に至る戦後六十八年間、その殆どが仏教徒でもある日本国民は、平和な社会の実現の為に、国内外を問わず様々な努力を行なって参りました。拠って、その代表でもある日本国政府の首相及び閣僚の方々におかれましては、日本国憲法を遵守した上で、指導的立場を貫き、世界平和実現の為のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

二〇一三年八月五日

公益財団法人 全日本仏教会

理事長 小林 正道



内閣総理大臣

安倍 晋三 殿